

事務連絡
令和2年3月9日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給権者から現況届の提出がない場合に年金の差止めを行わないことについて

存続厚生年金基金（以下「基金」という）が年金給付を行うにあたって、住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者は、基金の指定する期限までに現況届を当該基金に提出しなければならないこととされ、当該期限までに提出がないときは、年金給付の支払を一時差止めとする取扱いとしている。

目下、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることが重要であり、受給権者が患者・感染者との接触機会を減らす等の観点から、外出を控え、これに伴って現況届の提出が遅延したとしても、やむを得ない理由によるものと考えられる。

このため、当面の間、受給権者から期限までに現況届の提出がなかったとしても年金給付の支払を差止めないこととし、令和2年2月末日に提出期限が到来した者からこの取扱いとするよう、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。